

令和6年度

「省エネ支援アドバイザー派遣事業」支援対象企業

【募集要項】

令和6年2月

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

「令和6年度省エネ支援アドバイザー派遣事業」支援対象企業 募集要項

1 概要

(1) 目的

本事業は、広島広域都市圏（※1）内の自動車関連企業（※2）を始めとしたものづくり企業が脱炭素化社会の実現に向けて、エネルギー使用量の可視化や省エネ等の課題解決に取り組むことで、各企業のCO2排出量の削減及びコスト低減を図ることを目的としています。

ついては、CO2排出量の削減やコスト削減のために省エネに取り組むことに意欲のある企業を募集します。

（※1） 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

（※2） 自動車関連企業

自動車メーカーやサプライヤーと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある企業で、従業員規模20人から300人程度の企業を想定

(2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社程度）とします。（うち自動車関連企業6社程度）

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有する省エネ化によるCO2排出量の削減及びコスト削減を検討しているものづくり企業

イ 法人又はその役員が次の(7)から(9)のいずれにも該当しないもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(8) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

本事業は省エネ化によるCO2排出量の削減及びコスト削減に向けて、経営者や今後の経営を担う予定の若手幹部等が年間を通して活動に参加できる企業を対象にしています。

生産性の向上のため現場改善などに多面的に取り組みたい企業については、本市が別に募集を行う「多面的企業力向上研修会」への参加を、ITを導入して生産性を向上したい企業については「IT導入支援アドバイザー派遣」への参加をご検討ください。

また、本事業の対象者は、光熱費が500万円／年以上、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

(3) 支援内容

支援対象企業に省エネについて専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、省エネ化に関する企業の現状分析、課題抽出、課題解決のための取組に関する提案及び助言を行います。

具体的な支援内容は次のとおりです。

アドバイザーは、1社につき5回以上担当する企業を訪問し、以下の①及び②の取組を行い、個々の企業の実情に応じて適切な省エネ活動に取り組むための提案及び助言を行います。なお、1支援対象企業あたり原則1件（1工場、1敷地など）の支援とします。

① 現状分析及び課題抽出

生産データやヒアリングをもとに、企業が継続的に省エネに取り組むための管理手法（エネルギー原単位管理等）を設定します。

エネルギー使用量や料金単価等の関係資料を用いたヒアリング及び実際に使用されている設備や運用方法等の現地調査を行い、エネルギーが使用されている工程や場所を特定します。

計測機器を用いた電力量等のエネルギー使用量の計測を行い、取得したデータを基に設備の運用方法やエネルギーの損失箇所を評価し、課題を抽出します。

② 改善提案及び実行支援

上記①の結果に基づき、低コストで実施できる運用改善を中心とした省エネ施策を検討します。

また、検討した省エネ施策に対して、具体的な実施計画に落とし込み、実施体制の整備や実行に向けた助言や取組を行う上で、新たに課題となった懸案の解消のためのアドバイス等を複数回実施します。

(4) 支援の実施方法

省エネ化についての専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

(5) 費用

アドバイザーの派遣にかかる費用は無料です。

ただし、アドバイザーからの助言等を受けて、改善を実行する経費については自己負担となります。

(6) 成果発表会への参加

参加企業全ての個別支援完了後、本事業の成果発表会を原則外部公開形式にて開催します。参加企業から本事業での取組内容や成果を発表していただきますので、あらかじめご了承ください。

2 申込の手続き

「省エネ支援アドバイザー派遣事業」参加申込書を、以下の申込先へ提出してください。

【注意事項】

※ 書類の返却はいたしかねます。

※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

【 申 込 先 】

広島市役所経済観光局産業振興部ものづくり支援課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

Eメール：monozukuri@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：募集企業数（10社）になり次第締め切り

3 参加企業の決定

申込書受理後、適宜企業訪問を行い、支援対象企業を決定します。

基本申込順で決定しますが、応募のあった企業の主たる事業所の所在地が特定の市町に集中した場合や、応募のあった企業のエネルギーの使用状況を確認のうえ、本事業の委託先において支援ができない場合は、調整することがあります。

本公募は、令和6年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和6年度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：monozukuri@city.hiroshima.lg.jp